

令 5 技術管理第 2 0 4 号の 3
令和 5 年（2023 年） 5 月 2 6 日

関 係 団 体 の 長 様

山口県土木建築部技術管理課長

工事及び業務に係る検査・打合せ等の対応について

このことについて、検査・監督業務の効率化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に対応するため、別添のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

貴職におかれては、ご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。

（ 工事検査班 TEL：083-933-3635
企 画 班 TEL：083-933-3632
技術指導班 TEL：083-933-3636 ）

工事及び業務に係る検査・打合せ等の対応について

1 検査にあたっての考え方

- (1) 検査職員は、検査に先立って事前に資料を確認し、検査の効率化に努めるとともに、書類検査は可能な限りWeb会議システムを活用する。
なお、情報共有システム（ASP）活用工事については、Web会議システムによる検査を原則とする。
- (2) 監督職員は、検査職員が短時間で効率的に検査が出来るよう、検査日程の調整を図ること。
なお、検査書類又は納品データについては、日程に余裕をもって事前に検査職員に提出すること。
- (3) 監督職員は、検査実施までに工事又は業務概要を検査職員へ説明すること。
- (4) 実地検査は、検査職員に監督職員が同行し現地を確認する。
ただし、監督職員が遠隔臨場を行う場合は、モバイル端末等を準備して待機し、検査職員が求めた場合に対応する。
- (5) 検査完了日は実地検査日をもって完了日とする。
ただし、実地検査後に資料検査を行う場合及び実地検査を要しない業務に係る検査の場合は、資料検査日をもって完了日とする。

2 工事検査の方法（書類検査）

(1) Web会議システムによる検査

① 情報共有システム（ASP）活用工事

- 1) 受注者はASP内に検査書類をあらかじめ準備し、整った段階で監督職員に報告
- 2) 監督職員は検査書類の準備が整ったことを検査職員に報告
- 3) 検査職員は事前にASP内の検査書類を確認
- 4) Web会議システムを利用し検査を実施

② 上記①以外の工事

- 1) 受注者は検査書類をあらかじめ準備し、整った段階で監督職員に提出
- 2) 監督職員は検査書類を検査職員に提出
- 3) 検査職員は事前に検査書類を確認
- 4) Web会議システムを利用し検査を実施

(2) 対面による検査

- 1) 受注者は検査書類をあらかじめ準備し、整った段階で監督職員に提出
- 2) 監督職員は検査書類を検査職員に提出
- 3) 検査職員は事前に検査書類を確認
- 4) 対面による検査を実施

なお、監督職員は、モバイル端末等を準備して待機し、検査職員が求めた場合に対応する。

3 業務検査の方法

(1) Web会議システムによる検査

- 1) 受注者は納品データを監督職員に提出
- 2) 監督職員は検査職員に納品データを提出
- 3) 検査職員は事前に納品データを確認
- 4) Web会議システムを利用し検査を実施

(2) 対面による検査

- 1) 受注者は納品データを監督職員に提出
- 2) 監督職員は検査職員に納品データを提出
- 3) 検査職員は事前に納品データを確認
- 4) 対面による検査を実施

なお、監督職員は、モバイル端末等を準備して待機し、検査職員が求めた場合に対応する。

4 対面検査時の留意事項

新型コロナウイルス感染症の感染対策の観点から、「国が示す基本的な感染対策の考え方」（別紙－４）などを参考に、各所属において、時々の状況等を踏まえながら感染対策の必要性を判断するものとする。

5 工事及び業務に係る打合せ

打合せ等についても、検査と同様の対応とする。
(可能な限りWeb会議システムを活用する。)

6 適用

令和5年5月29日から適用する

7 添付資料

- | | | |
|-----------------------------|------------------|-------|
| (1) 受検体制 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 別紙－１ |
| (2) 工事検査のイメージ | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 別紙－２ |
| (3) リモート検査作業手順マニュアル案 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 別紙－３① |
| (4) リモート検査作業手順マニュアル案（検査職員用） | ・・・・ | 別紙－３② |
| (5) リモート検査作業手順マニュアル案（受注者用） | ・・・・ | 別紙－３③ |
| (6) 国が示す基本的な感染対策の考え方 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 別紙－４ |

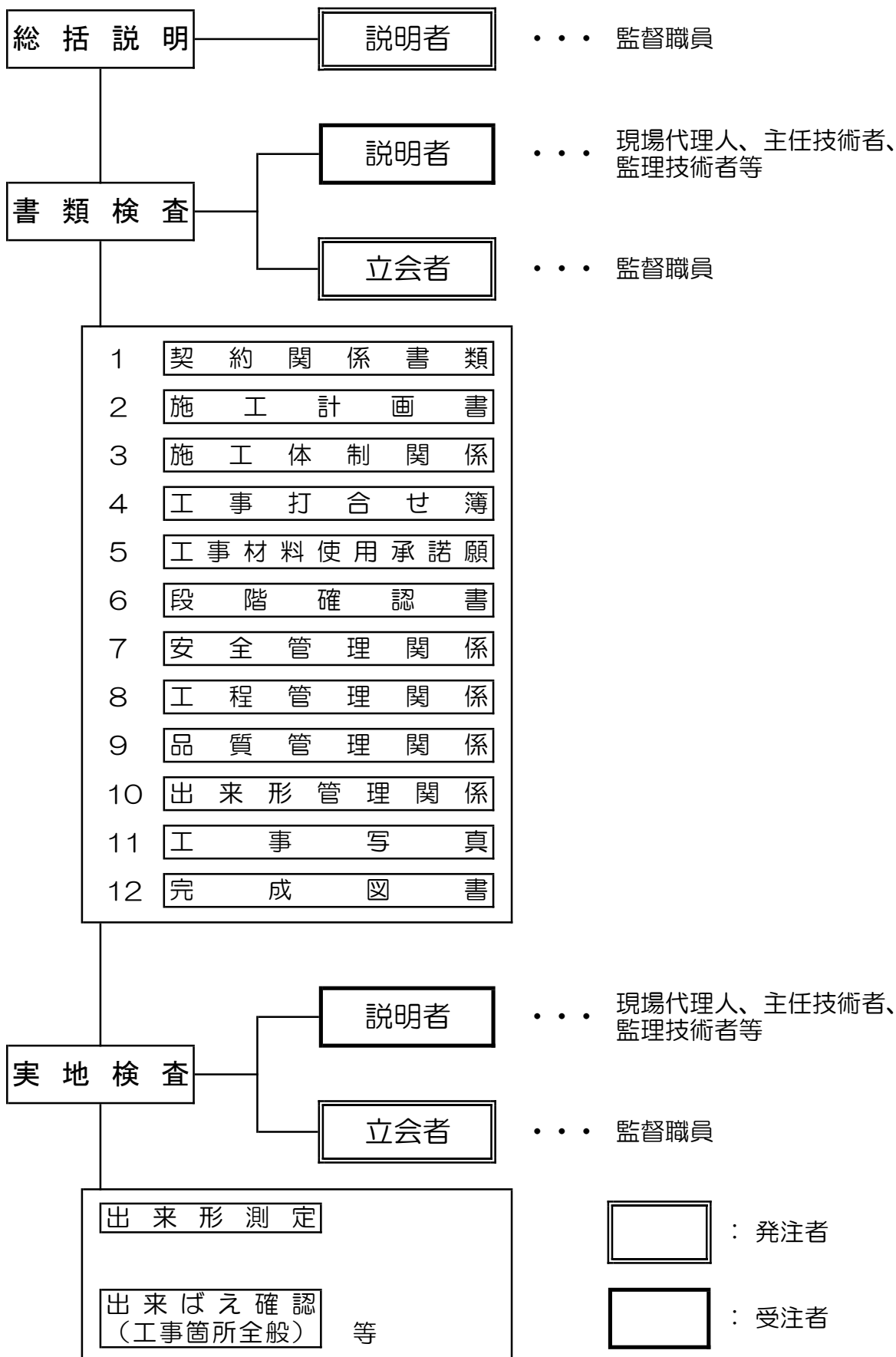
工事及び業務に係る検査・打合せ等の対応について【新旧対照表】

改正案	現 行
<p>1 検査にあたっての考え方</p> <p>(1) 検査職員は、検査に先立って事前に資料を確認し、検査の効率化に努めるとともに、書類検査は可能な限りWeb会議システムを活用する。 なお、情報共有システム（ASP）活用工事については、Web会議システムによる検査を原則とする。</p> <p>(2) 監督職員は、検査職員が短時間で効率的に検査が出来るよう、検査日程の調整を図ること。 なお、検査書類又は納品データについては、日程に余裕をもって事前に検査職員に提出すること。</p> <p>(3) 監督職員は、検査実施までに工事又は業務概要を検査職員へ説明すること。</p> <p>(4) 実地検査は、検査職員に監督職員が同行し現地を確認する。 ただし、監督職員が遠隔臨場を行う場合は、モバイル端末等を準備して待機し、検査職員が求めた場合に対応する。</p> <p>(5) 検査完了日は実地検査日をもって完了日とする。 ただし、実地検査後に資料検査を行う場合及び実地検査を要しない業務に係る検査の場合は、資料検査日をもって完了日とする。</p> <p>2 工事検査の方法（書類検査）</p> <p>(1) Web会議システムによる検査</p> <p>① 情報共有システム（ASP）活用工事</p> <p>1) 受注者はASP内に検査書類をあらかじめ準備し、整った段階で監督職員に報告</p> <p>2) 監督職員は検査書類の準備が整ったことを検査職員に報告</p> <p>3) 検査職員は事前にASP内の検査書類を確認</p> <p>4) Web会議システムを利用し検査を実施</p> <p>② 上記①以外の工事</p> <p>1) 受注者は検査書類をあらかじめ準備し、整った段階で監督職員に提出</p> <p>2) 監督職員は検査書類を検査職員に提出</p> <p>3) 検査職員は事前に検査書類を確認</p> <p>4) Web会議システムを利用し検査を実施</p> <p>(2) 対面による検査</p> <p>1) 受注者は検査書類をあらかじめ準備し、整った段階で監督職員に提出</p> <p>2) 監督職員は検査書類を検査職員に提出</p> <p>3) 検査職員は事前に検査書類を確認</p> <p>4) 対面による検査を実施 なお、監督職員は、モバイル端末等を準備して待機し、検査職員が求めた場合に対応する。</p>	<p>1 検査にあたっての考え方</p> <p>(1) 検査職員は、検査に先立って事前に資料を確認するものとし、検査は可能な限りWeb会議システムを活用する。 なお、情報共有システム（ASP）活用工事については、Web会議システムによる検査を原則とする。</p> <p>(2) 監督職員は、検査職員が短時間で効率的に検査が出来るよう、検査日程の調整を図ること。 なお、検査書類又は納品データについては、日程に余裕をもって事前に検査職員に提出すること。</p> <p>(3) 監督職員は、検査実施までに工事又は業務概要を検査職員へ説明すること。</p> <p>(4) 実地検査は、検査職員に監督職員が同行し現地を確認する。 但し、監督職員の臨場の必要性が小さいと判断される場合は、モバイル端末等を準備して待機し、検査職員が求めた場合に対応する。</p> <p>(5) 検査完了日は実地検査日をもって完了日とする。 但し、実地検査後に資料検査を行う場合及び実地検査を要しない業務に係る検査の場合は、資料検査日をもって完了日とする。</p> <p>2 工事検査の方法</p> <p>(1) Web会議システムによる検査</p> <p>① 情報共有システム（ASP）活用工事</p> <p>1) 受注者はASP内に検査書類をあらかじめ準備し、整った段階で監督職員に報告</p> <p>2) 監督職員は検査書類の準備が整ったことを検査職員に報告</p> <p>3) 検査職員は事前にASP内の検査書類を確認</p> <p>4) Web会議システムを利用し検査を実施</p> <p>② 上記①以外の工事</p> <p>1) 受注者は検査書類をあらかじめ準備し、整った段階で監督職員に提出</p> <p>2) 監督職員は検査書類を検査職員に提出</p> <p>3) 検査職員は事前に検査書類を確認</p> <p>4) Web会議システムを利用し検査を実施</p> <p>(2) 対面による検査</p> <p>1) 受注者は検査書類をあらかじめ準備し、整った段階で監督職員に提出</p> <p>2) 監督職員は検査書類を検査職員に提出</p> <p>3) 検査職員は事前に検査書類を確認</p> <p>4) 対面による検査を実施 なお、監督職員は、モバイル端末等を準備して待機し、検査職員が求めた場合に対応する。</p>

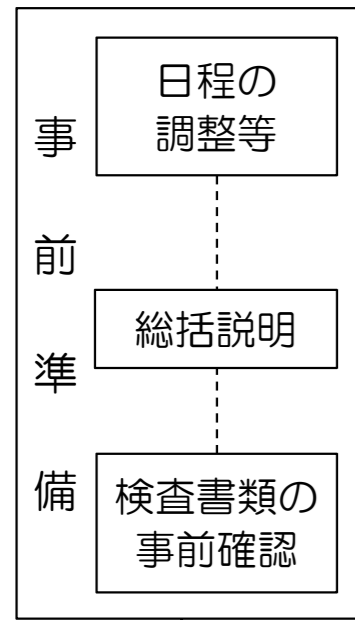
改正案	現 行																						
<p>3 業務検査の方法</p> <p>(1) Web会議システムによる検査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 受注者は納品データを監督職員に提出 2) 監督職員は検査職員に納品データを提出 3) 検査職員は事前に納品データを確認 4) Web会議システムを利用し検査を実施 <p>(2) 対面による検査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 受注者は納品データを監督職員に提出 2) 監督職員は検査職員に納品データを提出 3) 検査職員は事前に納品データを確認 4) 対面による検査を実施 なお、監督職員は、モバイル端末等を準備して待機し、検査職員が求めた場合に対応する。 <p>4 対面検査時の留意事項</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染対策の観点から、「国が示す基本的な感染対策の考え方」（別紙－４）などを参考に、各所属において、時々の状況等を踏まえながら感染対策の必要性を判断するものとする。</p> <p>5 工事及び業務に係る打合せ</p> <p>打合せ等についても、検査と同様の対応とする。 （可能な限りWeb会議システムを活用する。）</p> <p>6 適用</p> <p>令和5年5月29日から適用する</p> <p>7 添付資料</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 受検体制</td> <td>別紙－１</td> </tr> <tr> <td>(2) 工事検査のイメージ</td> <td>別紙－２</td> </tr> <tr> <td>(3) リモート検査作業手順マニュアル案</td> <td>別紙－３①</td> </tr> <tr> <td>(4) リモート検査作業手順マニュアル案（検査職員用）</td> <td>別紙－３②</td> </tr> <tr> <td>(5) リモート検査作業手順マニュアル案（受注者用）</td> <td>別紙－３③</td> </tr> <tr> <td>(6) 国が示す基本的な感染対策の考え方</td> <td>別紙－４</td> </tr> </table>	(1) 受検体制	別紙－１	(2) 工事検査のイメージ	別紙－２	(3) リモート検査作業手順マニュアル案	別紙－３①	(4) リモート検査作業手順マニュアル案（検査職員用）	別紙－３②	(5) リモート検査作業手順マニュアル案（受注者用）	別紙－３③	(6) 国が示す基本的な感染対策の考え方	別紙－４	<p>3 業務検査の方法</p> <p>(1) Web会議システムによる検査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 受注者は納品データを監督職員に提出 2) 監督職員は検査職員に納品データを提出 3) 検査職員は事前に納品データを確認 4) Web会議システムを利用し検査を実施 <p>(2) 対面による検査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 受注者は納品データを監督職員に提出 2) 監督職員は検査職員に納品データを提出 3) 検査職員は事前に納品データを確認 4) 対面による検査を実施 なお、監督職員は、モバイル端末等を準備して待機し、検査職員が求めた場合に対応する。 <p>4 対面検査時の留意事項</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、当面の間、対面検査を実施する場合は次のとおりとする。</p> <p>① あらかじめ受注者に対し、最小限の人数で実施するよう働きかけを行う。</p> <p>② 広い部屋での実施、マスク着用等、感染予防を徹底する。</p> <p>③ 検査職員は、検査に出席した受発注者双方の全員の氏名を検査メモ等に記載、確実に記録として残す。</p> <p>5 工事及び業務に係る打合せ</p> <p>打合せ等についても、検査と同様の対応とする。 （可能な限りWeb会議システムを活用する。）</p> <p>6 添付資料</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 受検体制</td> <td>別紙－１</td> </tr> <tr> <td>(2) 工事検査のイメージ</td> <td>別紙－２</td> </tr> <tr> <td>(3) リモート検査作業手順マニュアル案</td> <td>別紙－３①</td> </tr> <tr> <td>(4) リモート検査作業手順マニュアル案（検査職員用）</td> <td>別紙－３②</td> </tr> <tr> <td>(5) リモート検査作業手順マニュアル案（受注者用）</td> <td>別紙－３③</td> </tr> </table>	(1) 受検体制	別紙－１	(2) 工事検査のイメージ	別紙－２	(3) リモート検査作業手順マニュアル案	別紙－３①	(4) リモート検査作業手順マニュアル案（検査職員用）	別紙－３②	(5) リモート検査作業手順マニュアル案（受注者用）	別紙－３③
(1) 受検体制	別紙－１																						
(2) 工事検査のイメージ	別紙－２																						
(3) リモート検査作業手順マニュアル案	別紙－３①																						
(4) リモート検査作業手順マニュアル案（検査職員用）	別紙－３②																						
(5) リモート検査作業手順マニュアル案（受注者用）	別紙－３③																						
(6) 国が示す基本的な感染対策の考え方	別紙－４																						
(1) 受検体制	別紙－１																						
(2) 工事検査のイメージ	別紙－２																						
(3) リモート検査作業手順マニュアル案	別紙－３①																						
(4) リモート検査作業手順マニュアル案（検査職員用）	別紙－３②																						
(5) リモート検査作業手順マニュアル案（受注者用）	別紙－３③																						

受 検 体 制

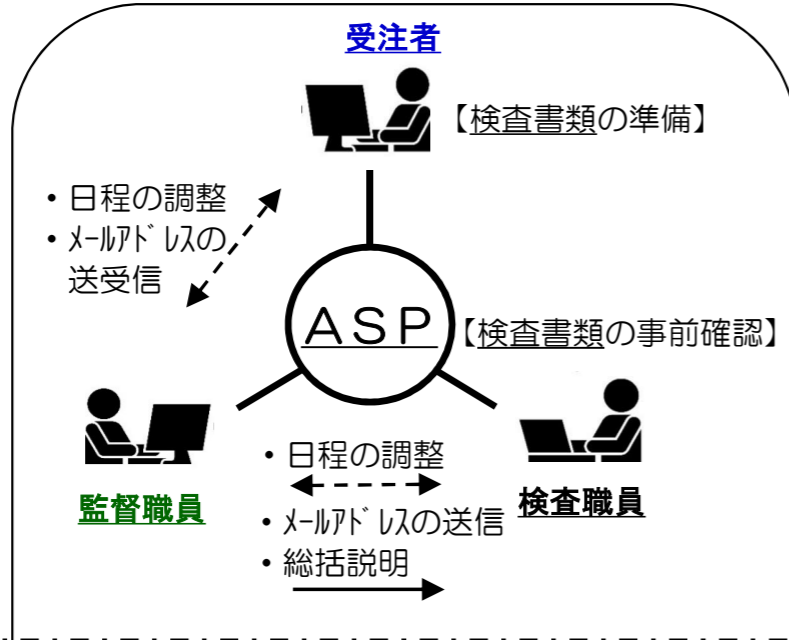
工事検査の実施にあたっての受検体制は、下記を標準とします。



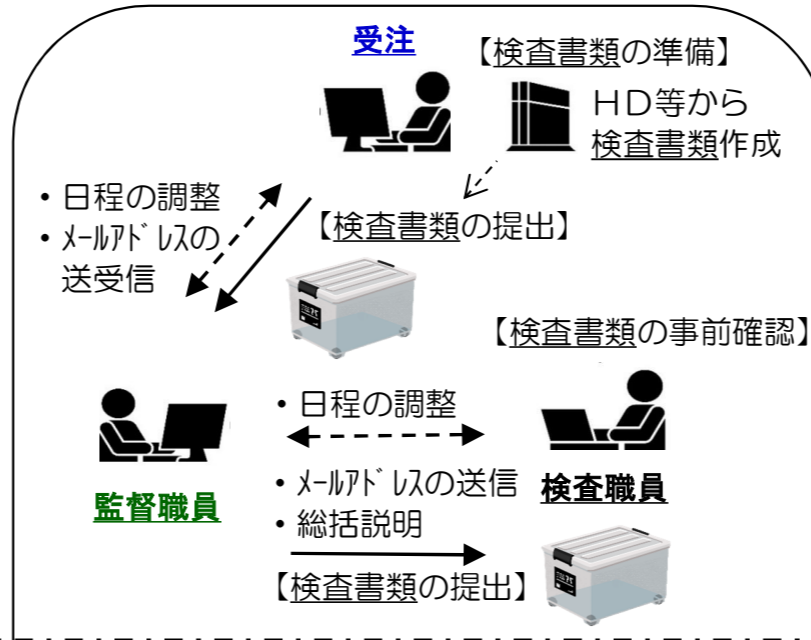
工事検査のイメージ



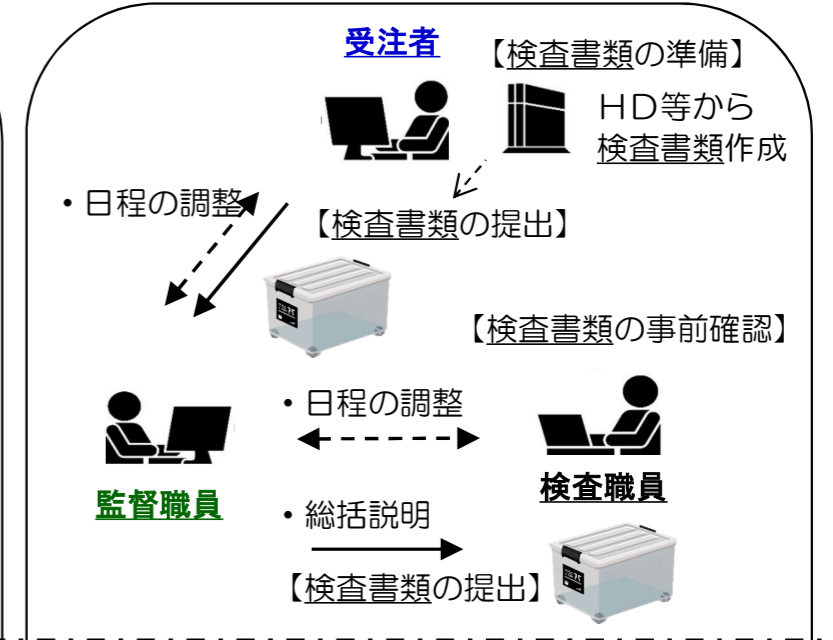
Web会議システムによる検査【リモート検査】
情報共有システム（ASP）活用工事



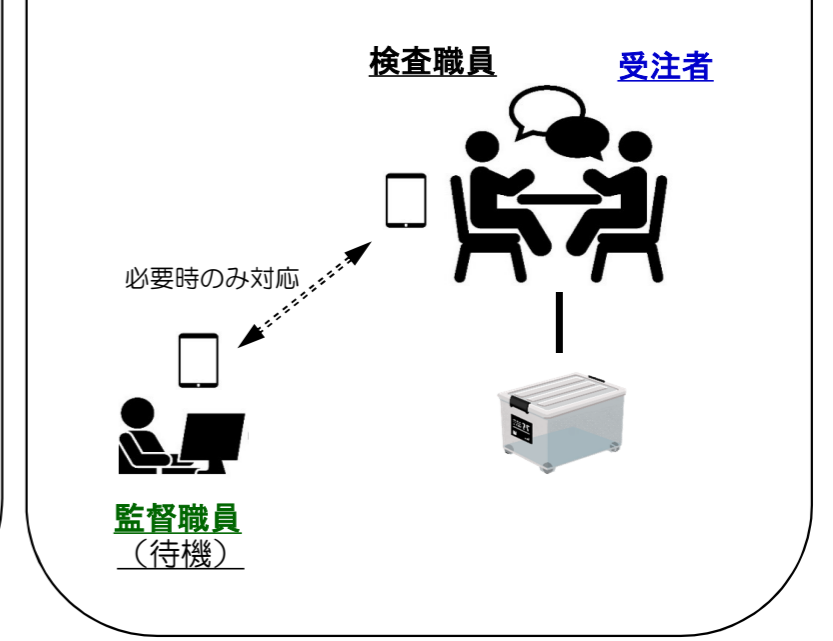
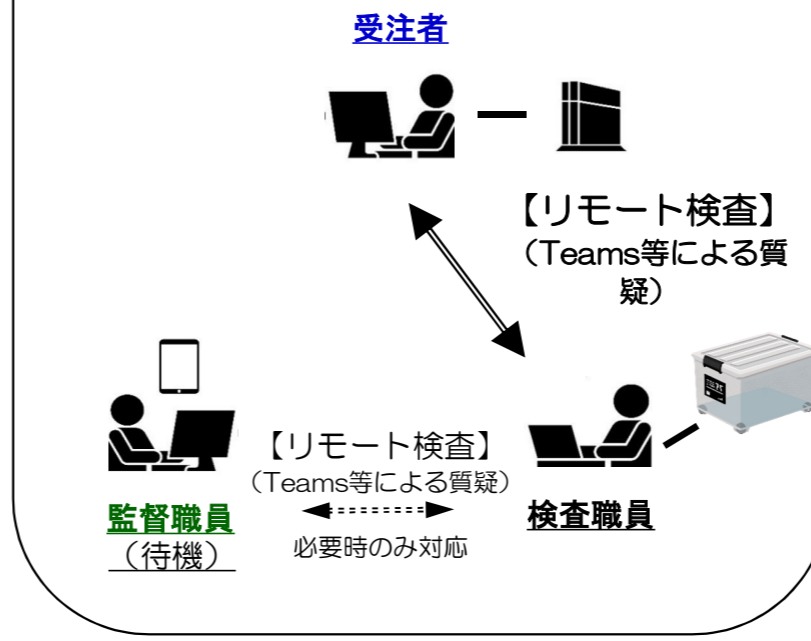
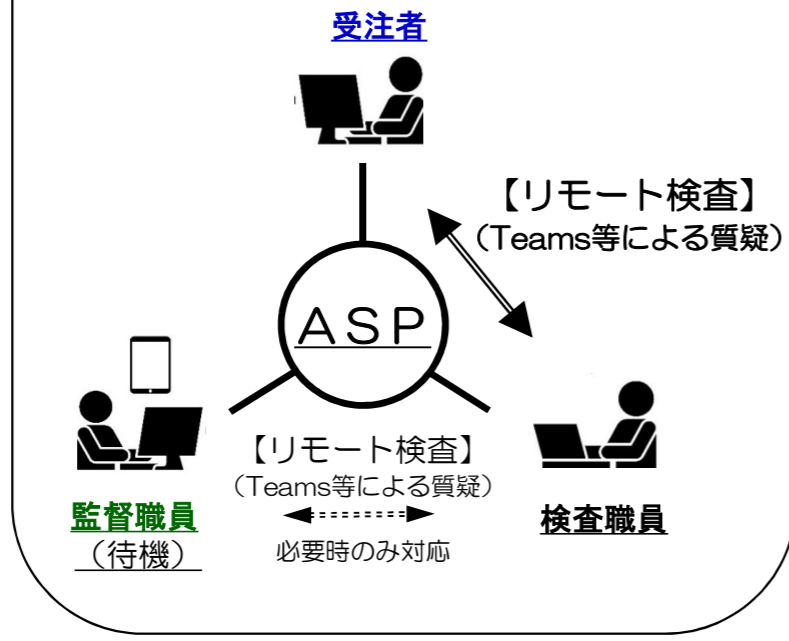
Web会議システム等による検査【リモート検査】



対面による検査



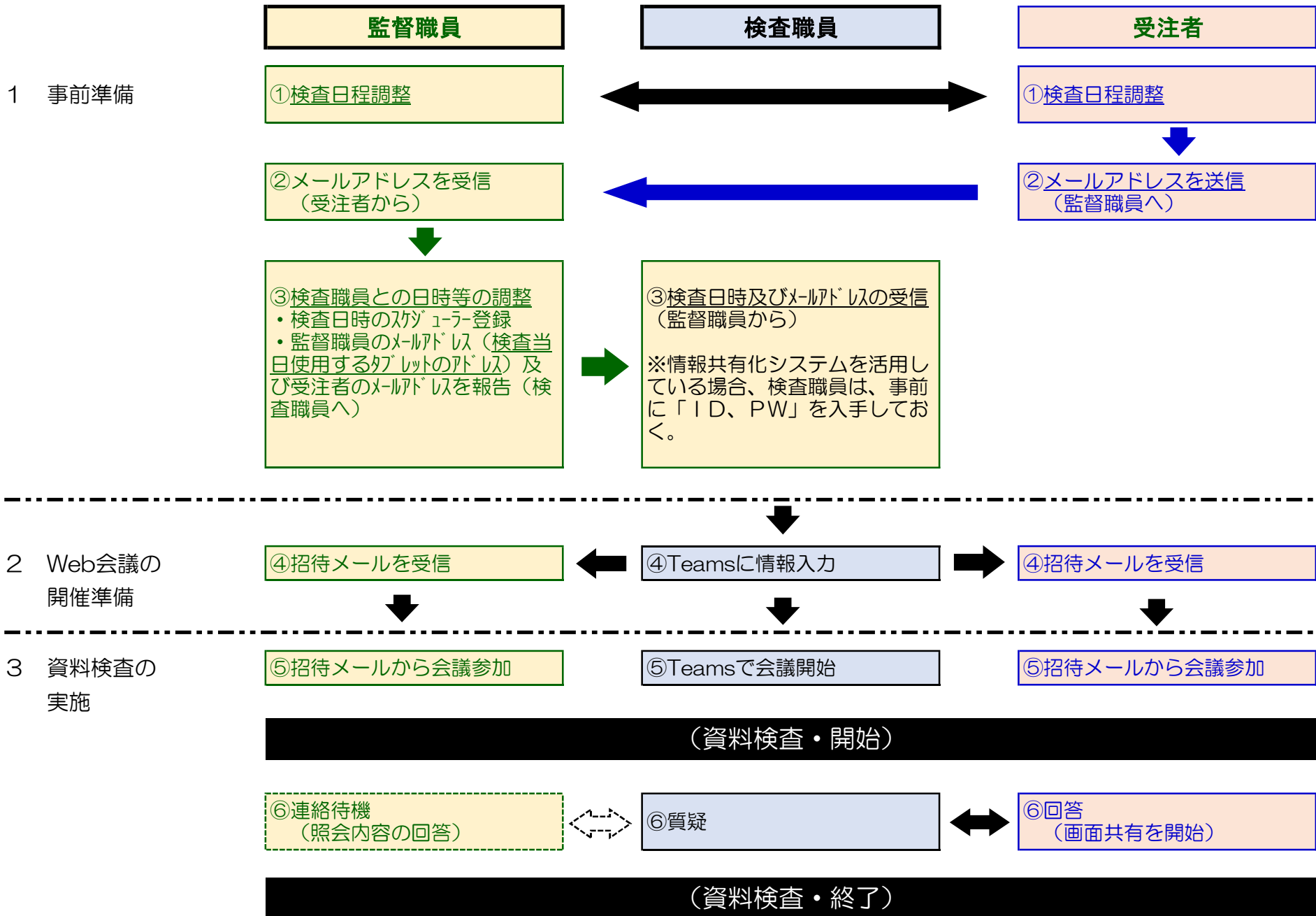
資料検査



実地検査



リモート検査 作業手順マニュアル案 (全体の流れ)



リモート検査 作業手順マニュアル案 (受注者用)

使用するアプリ：Microsoft Teams

必要な機材

- インターネット接続できるノートPC (受検データ格納or接続可)
- 外付けモニター ※必要に応じて。
- (外付けカメラ ※ノートPC内蔵でも可)
- (外付けイヤホン・マイク ※ノートPC内蔵でも可)
- (外付けスピーカー・マイク ※複数人数で参加する場合)

1. 事前準備

- ① 『受注者のメールアドレス』を報告する。
※Web会議に接続するための、招待メールを受信するアドレス。

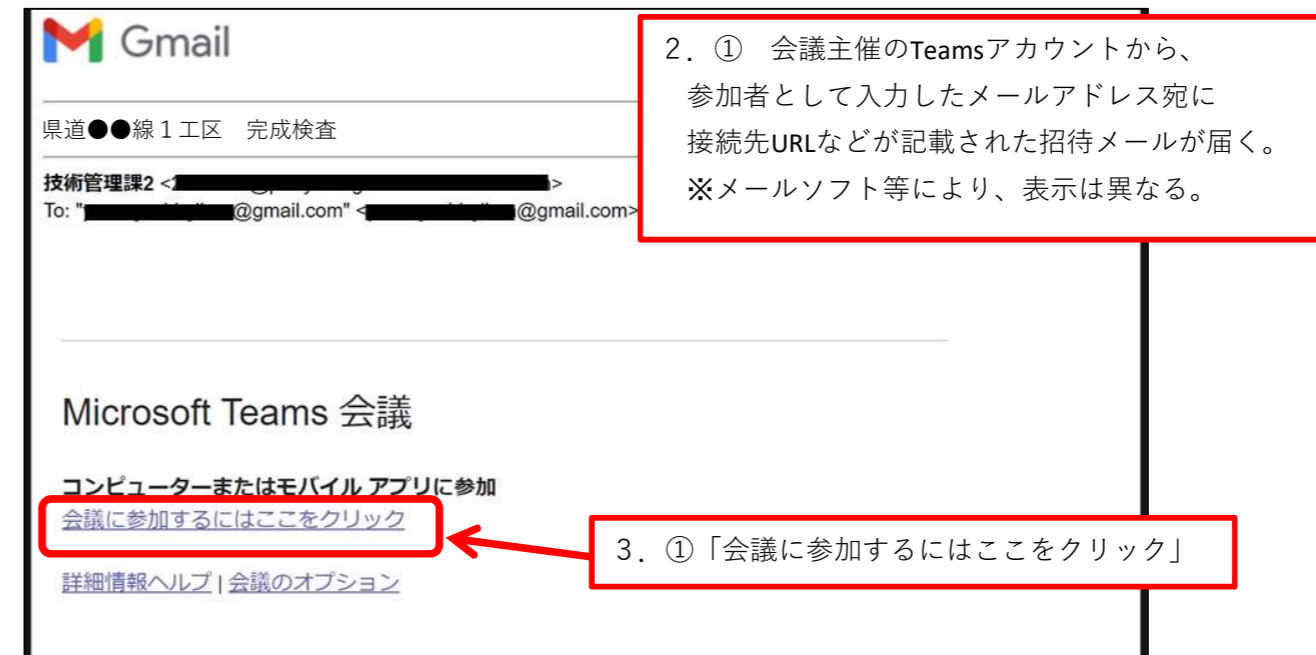
2. Web会議の開催準備 (検査日程決定後)

- ① 招待メールを受信する。
※必要に応じて、接続テスト、リハーサル等を行ってもよい。

3. 資料検査の実施 (検査当日)

- ① 招待メール「会議に参加するにはここをクリック」。
- ② 会議の参加方法を選択する画面が開く。(どちらでも可)
- ③ 【Teamsアプリをインストール済の場合】
③-1 「Teamsアプリを開く」をクリック
もしくは
③' 【Teamsアプリを未インストールの場合】
③'-1 「このブラウザで続ける」をクリック
③'-2 「名前を入力」に会社名・受験者名を入力 (略称可)
③'-3 「今すぐ参加」

… 次ページへ続く



(参考) ブラウザー参加の画面イメージ ※Teamsアプリでは表示されない



リモート検査 作業手順マニュアル案 (受注者用)

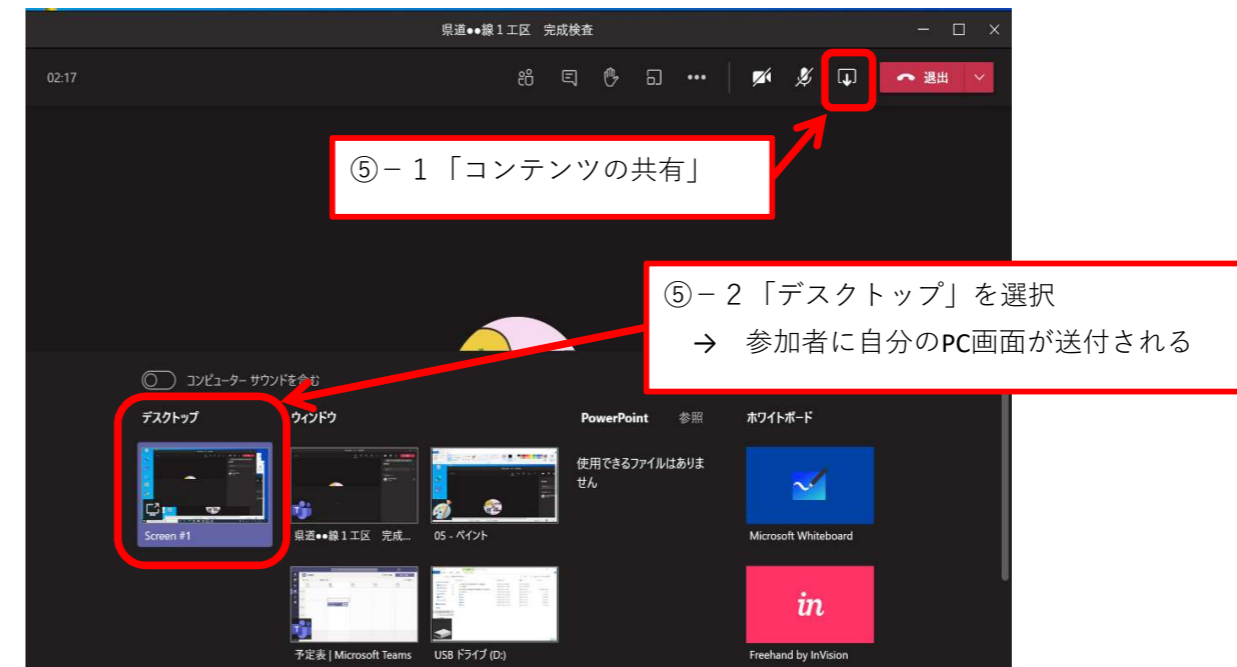
【続き】3. 資料検査の実施 (検査当日)

④ 音声を設定。「コンピュータの音声」を選択し、「今すぐ参加」。
→ Web会議が開始。

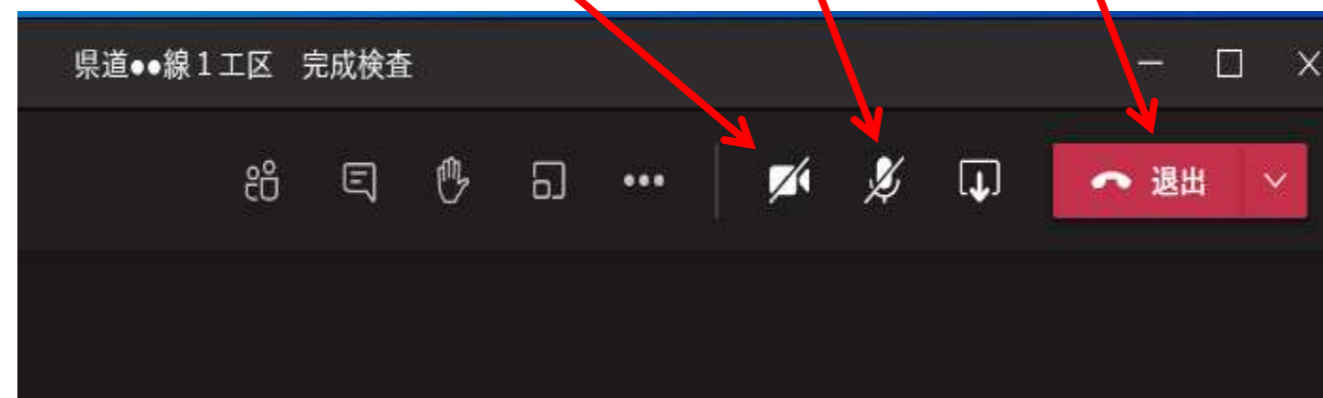
⑤ 「コンテンツを共有」から、「デスクトップ」を選択。
参加者のPC画面に、受注者PCの画面が表示される。

⑥ 「カメラ」「マイク」は、必要時以外はオフでよい。

⑦ 検査を終了するときは、「退出」。
→ Web会議、終了。



⑥ 「カメラ」 オン/オフ切替
⑥ 「マイク」 オン/オフ切替
⑦ 「退出」 → Web会議終了



[位置付け変更後の新型コロナウイルス感染症に関する基本的な感染対策の考え方]

(内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室)

■基本的な感染対策の考え方

【マスクの着用】

個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面では、マスクの着用を推奨

【手洗い等の手指衛生、換気】

新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効

【「三つの密」の回避、人と人との距離の確保】

流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）

■基本的な感染対策の実施に当たっての考え方

感染対策の見直しに当たっては、以下のように、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮

- ・ウイルスの感染経路等を踏まえた期待される対策（飛沫感染対策等）
- ・実施の手間、コスト等を踏まえた費用対効果
- ・人付き合い、コミュニケーションとの兼ね合い
- ・他の感染対策との重複、代替可能性 など

[現在行われている対応(例)と今後の考え方] (厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)

対応(例)	対策の効果等	今後の考え方
入場時の検温	発熱者の把握や健康管理意識の向上に資する可能性	一律に求めることはしない 実施の可否については、対策の効果(左欄参照)や上記「基本的な感染対策の実施に当たっての考え方」により判断
入口での消毒液の設置	手指の消毒・除菌に効果 希望する者に対し手指消毒の機会の提供	
アクリル板等パーテーション(仕切り)の設置	飛沫を物理的に遮断するものとして有効 エアロゾルについては、パーテーションでは十分な遮断はできず、まずは換気の徹底が重要	

[感染防止の5つの基本] (新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード)

- ① 体調不安や症状がある場合は、無理せず自宅で療養あるいは受診をする。
- ② その場に応じたマスクの着用や咳エチケットの実施
- ③ 換気、三密の回避は引き続き有効
- ④ 手洗いは日常の生活習慣に
- ⑤ 適度な運動、食事などの生活習慣で健やかな暮らしを